（記載上の注意）

１．純資産額調書

①印影は、印鑑届けをしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。

②評価額（その１）は、第３８条第１項（法第９９条第７項（法第２１１条第４項以外において準用する場合に限る。）の規定により純資産額を計算する場合に限る。）の規定により記載し、評価額（その２）は、第３８条第１項（法第９９条第７項（法第２１１条第４項において準用する場合に限る。）の規定により純資産額を計算する場合に限る。）の規定により記載すること。

２．附属明細表

（１）預金内訳明細表

①預金残高の有無にかかわらず、口座が設定されているもののすべてを記載すること。

②第三者のために担保に供されている場合には、「備考」欄には、第三者の名称及び自社との関係も記載すること。

③外貨普通預金及び外貨定期預金の「帳簿価額」欄には邦貨に換算した額を記載し、「備考」欄には外貨建の額及び本邦通貨への換算に用いた外国為替相場を記載すること。

④「担保差入目的」欄には、借入金担保、当座借越担保、預託猶予契約、保証委託契約及び代位弁済契約の担保等の目的を記載すること。

（２）金銭の信託の内訳明細表

①「信託設定の目的」欄には、委託者資産の保全、運用及び満期保有等の信託設定の目的を記載すること。

②「金銭の信託（委託者資産保全措置以外のもの）」欄には、流動資産及び固定資産に計上されているものを記載すること。

③「時価額」欄には、この調書の作成日現在の金銭の信託の時価額を記載すること。

④「金銭の信託（委託者資産保全措置以外のもの）」について、担保として提供している場合にあっては、「提供先」及び「提供の目的」を「備考」欄に記載すること。

（３）委託者未収金の内訳明細表

①「債権の区分」欄には、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等（破産更生債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。）及びこれらに準ずる債権をいう。）の別を記載すること。

②委託者に係る差引不足額が零以上となる場合にあっては、委託者ごとに記載し、委託者に係る差引不足額が零を下回る場合にあっては、「○○○○他○○名」のように一括して記載すること。

③②において委託者に係る差引不足額が零以上となる場合にあっては、「債権の区分」欄には、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等別ごとに小計を付すこと。

④②において委託者に係る差引不足額が零以上となる場合にあっては、無担保委託者未収金の残高が１万円未満の委託者については、委託者ごとに記載することを省略し、「委託者名」欄に委託者数を記載した上で一括して合計額を記載すること。

⑤「担保」欄の「有価証券等」欄には、この調書の作成日現在の売用価格に基づく評価額を記載すること。

⑥「証拠金以外の担保」欄には、無担保委託者未収金のうち、委託者未収金に見合う土地を担保として提供を受けているもので、不動産鑑定士又は金融機関が評価しているものに限り、その評価額（当該土地に先順位の抵当権が設定されている場合にあっては、当該抵当権によって担保される債務の価額を控除した価額とする。）を限度に記載すること。

⑦「回収金額」欄には、回収した金額を「発生時から直前決算日までの期間」及び「直前決算日から調書の作成日までの期間」とに区分して記載すること。

⑧「債権保全措置日」欄には、督促状、弁済証明等の債権保全措置を講じた日を記載すること。

⑨「貸倒引当金設定額（この調書の作成日現在）」欄には、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に対しては個々に設定した引当額を、一般債権に対しては一括して設定した一般貸倒引当金を記載すること。

（４）繰延税金資産の明細表

①「繰延税金資産項目」欄には、将来減算一時差異が発生した内容を示す名称を記載すること。

②税務上の繰越欠損金がある場合は、将来減算一時差異と区別して「将来減算一時差異の額」欄に期首及び期末の時点における税務上の繰越欠損金額を記載すること。

③将来減算一時差異のうち、実現可能性に疑義があるために繰延税金資産に計上しないものについては、その計上しない額を「回収不能見込額」欄に記載すること。

（５）短期借入金及び長期借入金明細表

①「借入種類」欄には、手形借入、証書借入及び当座借越等の別を記載すること。

②「借入金額」欄には、この調書の作成日現在の帳簿価額を記載すること。

③「返済期限」欄には、最後に返済する年月日を記載すること。

④自己の所有する資産以外の資産を担保にして借入れを行っている場合は、その旨を「備考」欄に記載すること。

⑤預金及び有形固定資産以外の担保を提供している場合には、「その他」欄に担保として提供している資産の詳細な内容を記載すること。

⑥「劣後特約の有無」欄には、第３８条第７項に規定する劣後特約付借入金である場合にはその旨を記載すること。

（６）社債明細表

①発行している社債（この半期中に償還されたものを含む。）について記載すること。

②「銘柄」欄には、「第○回物上担保○号社債」のように記載すること。

③新株予約権付社債については、新株予約権付社債である旨を「備考」欄に記載すること。

④「担保」欄には、担保付社債及び無担保社債の別を記載し、担保付社債である場合は担保の内容を「備考」欄に記載すること。

⑤「劣後特約の有無」欄には、第３８条第７項に規定する劣後特約付社債である場合にはその旨を記載すること。

（７）保証債務又は保証予約明細表

①「保証予約」欄は、将来において保証契約の成立を約束する契約を締結している場合に記載すること。

②債務保証損失引当金を計上している保証債務契約については、「備考」欄にその旨及び当該引当金の額を記載すること。

（８）資産除去債務明細表

純資産額調書に計上されている前期末及び当期末の資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的記載等の種類ごとの区分により記載すること。